

平成24年第2回太子町議会臨時会（第437回町議会）会議録

平成24年5月10日

午前10時開会

議 事 日 程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 総務常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 5 経済建設常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 6 福祉文教常任委員会の所管事務調査報告
- 7 承認第1号 専決処分したものに付き承認を求めることについて
(太子町税条例の一部を改正する条例の制定について)
- 8 発議第2号 太子町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 9 常任委員会委員の選任
- 10 議会運営委員会委員の選任

本日の会議に付した事件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 総務常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 5 経済建設常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 6 福祉文教常任委員会の所管事務調査報告
- 7 承認第1号 専決処分したものに付き承認を求めることについて
(太子町税条例の一部を改正する条例の制定について)
- 8 発議第2号 太子町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 追加日程第1 副議長辞職の件
- 追加日程第2 副議長の選挙
- 追加日程第3 議席の変更
- 追加日程第4 同意第2号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 9 常任委員会委員の選任
- 10 議会運営委員会委員の選任
- 追加日程第5 揖龍保健衛生施設事務組合議会議員の選挙
- 追加日程第6 揖龍地区農業共済事務組合議会議員の選挙
- 追加日程第7 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

会議に出席した議員

1 番	中 藪 清 志	2 番	堀 卓 史
3 番	藤 澤 元之介	4 番	首 藤 佳 隆
5 番	福 井 輝 昭	6 番	森 田 眞 一
7 番	平 田 孝 義	8 番	吉 田 日出夫
9 番	井 川 芳 昭	10 番	清 原 良 典
11 番	中 島 貞 次	12 番	服 部 千 秋
13 番	井 村 淳 子	14 番	橋 本 恭 子

15番 中井政喜

会議に欠席した議員

なし

会議に出席した事務局職員

局長 上田眞也
書記 山本雅子

説明のため出席した者の職氏名

町長 首藤正弘
教育長 寺田寛文
生活福祉部長 山本修三
教育次長 神南隆司

16番 佐野芳彦

書記 北陽一郎

副町長 八幡儀則
総務部長 香田大然
経済建設部長 井手俊郎
財政課長 堀恭一

議長あいさつ

○議長（佐野芳彦） 皆さんおはようございます。

開会に先立ちまして一言ごあいさつを申し上げます。

まずは、このたび議員各位のご推挙によりまして、23年度に引き続き議長の重責を務めさせていただくことになりました。心から厚く御礼を申し上げます。

この1年間、太子町の発展のため、また町民福祉の向上のため、議長の職務に精いっぱい努めたいと考えております。議員各位及び当局の皆様におかれましては、各段のご理解とご協力をお願いを申し上げます。

さて、青葉薫るころとなってまいりましたが、議員各位には極めてご健勝にてご参集を賜り、本日ここに平成24年第2回太子町議会臨時会（第437回町議会）が開会できますことは、町政のためまことにご同慶にたえません。

本日招集されました臨時議会に付議されます案件は、専決処分の承認議案等であり、いずれも町政にとって重要な案件であり、改選も予定されております。何とぞ議員各位におかれましては、格別のご精励を賜り、慎重にご審議の上、適切妥当な結論が得られますようお願いを申し上げまして、まことに簡単措辞ではございますが、開会のごあいさつといたします。

町長。

~~~~~

町長あいさつ

○町長（首藤正弘） どうも皆さんおはようございます。

平成24年第2回太子町議会臨時会（第437回町議会）が開会されるに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

深緑もひときわ鮮やかに感じられるころとなり、その青葉を渡る風がすがすがしく感じられる好季節となりましたが、議員各位におかれましては公私ともご多忙のところ、ご健勝にて本会議にご出席いただきましたことに厚くお礼を申し上げます。平素は、町政各般の伸展にご理解、ご協力を賜っておりますこと、まことにご同慶にたえない次第であります。

さて、本日の臨時会におきましては、条例1件の承認案件につきましてご審議をお願いするものでございます。提出させていただきました案件の内容等につきましては後ほど説明させていただきますので、何とぞ慎重なるご審議を賜り、ご承認いただきますようお願い申し上げます。臨時町議会の開会に当たり、ごあいさつとさせていただきます。よろしく申し上げます。

~~~~~

（開会 午前10時03分）

○議長（佐野芳彦） ただいまの出席議員は16名です。定足数に達していますので、ただ

いまから平成24年第2回太子町議会臨時会
(第437回町議会)を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたと
おりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(佐野芳彦) 日程第1、会議録署名  
議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規  
定によって、井村淳子議員、橋本恭子議員を  
指名します。

~~~~~

日程第2 会期の決定

○議長(佐野芳彦) 日程第2、会期決定の
件を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思
います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐野芳彦) 異議なしと認めます。
したがって、本臨時会の会期は本日1日と決
定しました。

~~~~~

#### 日程第3 諸般の報告

○議長(佐野芳彦) 日程第3、諸般の報告  
を行います。

まず、本日町長から議案1件が提出されま  
した。したがって、議案はその件名一覧表を  
つけてお手元に配っておきましたからご了承  
願います。

次に、監査委員から地方自治法第235条の  
2の規定に基づき、平成23年度2月分及び3  
月分の例月出納検査報告書が提出されまし  
た。したがって、その写しをお手元に配って  
おきましたからご了承願います。

次に、地方自治法第121条の規定に基づ  
き、説明のため本臨時会に出席を求めまし  
た者の職氏名をお手元に配っております一覧  
表のとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第4 総務常任委員会の閉会中の所 管事務調査報告

日程第5 経済建設常任委員会の閉会中 の所管事務調査報告

○議長(佐野芳彦) 日程第4、総務常任委
員会の閉会中の所管事務調査報告から日程第
5、経済建設常任委員会の閉会中の所管事務
調査報告までを一括議題とします。

お諮りします。

各常任委員会から閉会中の所管事務調査に
ついて中間報告を求めたいと思います。ご異
議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐野芳彦) 異議なしと認めます。
最初に、総務常任委員会の所管事務調査の
中間報告を求めます。

総務常任委員会委員長服部千秋議員。

○服部千秋議員 皆さんおはようございま
す。

お手元に所管事務調査報告書をお配りして
おりますので、それをもとに報告をさせてい
ただきます。

所管事務調査報告書。

本委員会の調査事件について、会議規則第
47条の規定により下記のとおり報告をいたし
ます。

記。1、調査事件名。住民の参画と協働・
情報公開の具体的あり方について。

2、調査年月日。平成23年12月2日(金)
午後1時14分から午後4時17分、平成23年
12月8日(木)午前10時から午後4時31分、
平成23年12月15日(木)午前10時から午後3
時13分、平成23年12月21日(水)午前10時か
ら午後11時10分、平成24年1月13日(金)午
前10時から午前11時15分、平成24年2月3日
(金)午前10時から午後2時8分、平成24年
4月12日(木)午前10時から午後2時30分。

3、調査の経過及び意見。住民の参画と協
働・情報公開の具体的あり方について、次の
2点について調査をいたしました。

(1)太子町ホームページ等の調査。

太子町ホームページ等について調査することといたしました。太子町ホームページの現状とあり方について当局に質疑をすることを決め、質問項目を提出し出席要求をいたしました。出席がなされませんでした。

当委員会は『広報たいし』やホームページ等について調査し、以下の点を検討課題と考えました。

『広報たいし』について。

●歴史、地域を紹介するために、地域トピックを掲載するスペースの検討。

●小・中・高校生などの意見等を掲載するスペースの検討。

ホームページについて。

住民に親しまれるホームページとするため、以下を踏まえてリニューアルすること。

●住民参加の情報を紹介する検討。

●緊急時の対応がわかるようにする検討。

●町の歴史、建物（斑鳩寺など）など、探索場所を紹介する仕方の検討。

●町長の直近の考え方を掲載する検討。

●救急医療のページ、町内医療機関のページの検討。

●写真更新の検討。また、写真を圧縮してアップする検討。

●コンテンツに日付を入れる検討。

●古い内容のものがあるため、更新の頻度を高める検討。

●関連ページにリンクさせる検討。各課のページにリンク切れページが多いため、改定の検討。常に見られている意識を持って対応することの検討。

●他市町でできてるように、翌日またはすぐに会議内容を掲載できないかの検討。

その他、参画と協働に関し、住民の関心を高めるため、意識改革や興味を持っていただく施策の検討。

(2)西播磨6市町の訪問調査。

西播磨6市町に「住民の参画と協働・情報公開の現状について」調査することから始めることを決めました。

西播磨6市町への質問内容を決め、当町議

会事務局から先方の議会事務局に事前に送付の上、委員が手分けして6市町を訪問し、調査いたしました。

質問内容と、太子町の状況のまとめは、別紙のとおりであります。（一部庁舎問題について委員会条例77条に基づき報告した部分と重複する項目があります。）

この結果を踏まえて、当委員会としては、本日これからなされる委員会委員の改選後も引き続き調査をしていただきたいと思います。

先ほど読み上げました、●の後ろの検討の後に、。があるところとないところがございますので、例えば「小・中・高校生などの意見等を掲載するページの検討。」とありますが、ここの。以下。を消していただくよう、訂正をお願いいたします。

委員会で調べました住民の参画と協働・情報公開の状況につきましては、調査項目、本町の様子、調べました市町の様子について表にまとめておりますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 以上で委員長の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。

次に、経済建設常任委員会の所管事務調査の中間報告を求めます。

経済建設常任委員会委員長井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 皆さんおはようございます。

それでは、所管事務調査報告書を読み上げまして、報告とさせていただきます。

本委員会の調査事件について、会議規則第47条の規定により下記のとおり報告します。

記。1、調査事件。(1)、立岡山北配水池整備事業、(2)、危険箇所の対策について。

2、調査年月日。平成23年12月12日月曜日

午前10時より午前11時48分、平成24年1月10日火曜日午前10時より午後0時47分、平成24年2月14日火曜日午前10時1分より午前11時47分。平成24年4月10日火曜日午後2時4分から午後4時5分。

3、調査の経過及び意見。

(1)、立岡山北配水池整備事業。

12月の委員会において、上下水道事業所長より、立岡山北配水池整備事業の進捗状況について、既設構造物の撤去作業も完了し、取り壊しも予定より早く終わったため、本格的な掘削工事にかかる予定である。資材調達を含め、作業ヤードを確保するための検討と、狭隘な現場で作業にかかっているため、打って返しの状態が続く中、一刻も早く本格稼働にもっていくためにも、北側の土地を借りて作業床を確保したいとの業者提案があり、検討中であるとの報告を受けた。

仮設的なヤードを広げるのに、追加工事的な話が出ているのか。工事騒音に対し、近隣住民からの苦情はなかったのか。仮設タンクのリース料、有価物の売却料が幾らか。産業廃棄物などの処分費用、工事中の安全面に対する対応はされているのか等々の質疑があった。

1月の委員会において、経済建設部長より、立岡山北配水池整備事業の進捗状況について、正月を挟んでのことで、目立った進捗はなく、北配水池南側の斜面に対する待ち受け擁壁の型枠の施工中であるとの報告を受け、のり面工事の状況等々の質疑があった。

2月の委員会において、委員長より、立岡山北配水池整備事業の進捗状況について、当局に対して委員会への出席を求めたが、状況は以前と変わらず何もないとのことで出席はなく、特に調査は行わなかった。

4月の委員会において、経済建設部長及び上下水道事業所長より、立岡山北配水池整備事業の今年度の工程と現在の進捗状況についての報告を受けた。

東日本大震災により工期が大幅に遅れ、今後予定どおりに進むのかという質疑には、資

材の調達などに時間を要し、ほとんど工事が進まず1年の工期延長となるが、住民の生活に密着する大切な施設であることから、工期内で完成させるとの意気込みで臨むとの説明であった。

また、委員より、工期延長に対し追加工事費の発生、契約金等々の質疑があった。

まとめ。これまでの調査結果を踏まえ、東日本大震災による工期延長はやむを得ないことと考えるが、住民生活の影響等に留意しながら改選後の委員会においても継続して調査を行っていただきたい。

(2)、危険箇所の対策について。

12月から1月にかけて、数カ所の危険箇所の現場視察を行った。特に、委員会として留意すべき箇所は次のとおりである。

①、原、YMCAにある倒木。

②、田中、開発医院前の道路側面の膨らみやでこぼこ。

③、川島の新幹線高架下の町道側の途切れ。

委員会での協議結果は、次のとおりである。

①、原の件では、町を経由して県での対応を依頼した。

②、田中の件では、特に緊急性もないが、対応を考えると町の回答であった。

③、川島の件では、JRの所有地であることから、町が床版をかける等の対応は不可能との回答であった。

まとめ。これまでの調査結果を踏まえ、危険度の度合いをかんがみ、安全なまちづくりに留意しながら、改選後の委員会においても継続して調査を行っていただきたい。

以上、報告を終わります。

○議長（佐野芳彦） 以上で委員長の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。

~~~~~

## 日程第6 福祉文教常任委員会の所管事務調査報告

○議長（佐野芳彦） 日程第6、福祉文教常任委員会の所管事務調査報告を議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

福祉文教常任委員会委員長井村淳子議員。

○井村淳子議員 おはようございます。

福祉文教常任委員会の所管事務調査報告書を読み上げ、報告とさせていただきます。

本委員会の調査事件について、会議規則第77条の規定により下記のとおり報告します。

記。1、調査事件名。学校給食費のあり方について。

2、調査年月日。平成23年10月12日水曜日から平成24年4月11日水曜の間で計6回。

3、調査の経過及び意見。当町及び比較調査した3市1町（赤穂市、たつの市、宍粟市、佐用町）において、給食費無料化等の負担軽減策は、準要保護、特別支援教育就学奨励費以外は行われていなかった。また、給食費の単価は、他市町と比べて相違は認められず、滞納状況も格段の差はないことがわかった。

一方、滞納分の徴収において、たつの市と宍粟市では、保護者の同意の上、旧子ども手当より引き落としを行う措置を講じていた。また、給食費の管理方法では、宍粟市、佐用町は、当町と同様の準公会計（学校給食会等が管理する）。たつの市は、市の公金として管理する公会計（学校給食センター事業特別会計）で取り扱うなど、市町で対応は違っていた。

以上の調査結果等を踏まえ、福祉文教常任委員会として、下記のとおり提言する。

記。①、学校給食費の未納問題については、一部の保護者が給食費を納めないことによって他者に負担が生ずるため、未納、滞納が発生した場合は、理由をよく聞き、正当な理由がなく払わない場合には、不納欠損を行わないよう児童手当からの徴収を検討するこ

と。

②、全国的に少子・高齢化が進んでいる中、太子町の合計特殊出生率は県下で3番目に高く、高齢化率も比較的低い。また、人口増加も続いていることから、当町が住みよい町、子育てしやすいまちづくりに取り組んでいることをアピールするとともに、子育て世代を支援する観点から、幼稚園、小学校、中学校において3人目以降の園児、児童がいる多子世帯には、学校給食費の一部減免制度の導入を検討すること。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（佐野芳彦） 以上で福祉文教常任委員会委員長井村淳子議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。

~~~~~

日程第7 承認第1号 専決処分したものに付き承認を求めることについて（太子町税条例の一部を改正する条例の制定について）

○議長（佐野芳彦） 日程第7、承認第1号 専決処分したものに付き承認を求めることについて（太子町税条例の一部を改正する条例の制定について）を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 承認第1号専決処分したものに付き承認を求めることについて説明を申し上げます。

本件は、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が平成24年3月31日に公布、同年4月1日から施行され

たことに伴い、関係する太子町税条例に合わせて施行する必要があるため、専決処分により一部を改正したものでございます。

その改正の主な内容は、土地に係る固定資産税の負担調整措置年度の見直し、特別土地保有税の課税特例の延長等であります。

詳細につきましては副町長より説明申し上げますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり承認いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（佐野芳彦） 副町長。

○副町長（八幡儀則） ただいま上程されました承認第1号専決処分いたしました太子町税条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明申し上げます。

平成24年度税制改正大綱が反映された地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が、平成24年3月31日付で公布され、同年4月1日付で施行されたところでございます。

固定資産税の賦課決定等につきましては、毎年3月31日までに地方税法第410条の規定に基づき価格を決定するとともに、同法第415条に規定する土地・家屋価格等縦覧帳簿を作成し、価格の決定後直ちに同法第411条の規定に基づき固定資産課税台帳に価格の登録を行った旨を公示するとともに、同法第416条の規定に基づき、土地・家屋価格等縦覧帳簿を納税義務者等に対し、縦覧に供しなければならないとされております。

このことから、平成24年度は3年に1度の評価がえの年でもあり、平成24年4月2日から縦覧等を行う上で、平成24年3月31日までに価格の決定等を行わなければならないといった日程において、本来議会の議決すべき税条例の改正において、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的な余裕がないことが明らかでありましたので、専決させていただいたものでございます。

それでは、改正内容につきまして具体的にご説明を申し上げます。

まず、最初に第54条の改正事項につきまし

てご説明申し上げます。

第7項の第10条の2、11を第10条の2、10に改める改正事項につきましては、平成23年12月2日に公布施行された経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律、及び地方税法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、地方税法施行規則第10条の2の6が削除され、同条の2の7以下の条文が1条ずつ繰り上がったことによる条文整理の改正でございます。

次に、附則第11条の改正事項につきましてご説明申し上げます。

見出しの平成21年度から平成23年度までを平成24年度から平成26年度までに改める改正事項につきましては、このたびの専決処分による改正条文すべてに係る改正事項でございます。これは従前から評価がえごとに土地に係る固定資産税の負担調整措置の見直し（措置特例の継続延長を含む）が図られてきており、平成24年度は評価がえの年度であるため、平成25年度から平成26年度の措置年度を含めて改正するものでございます。

第6号の附則第18条第7項を附則第18条第6項に改める改正事項につきましては、このたびの地方税法附則第18条第4項が削除され、第5項以下の条文が1項ずつ繰り上がったことによる条文整理の改正でございます。

次に、附則第12条及び第13条の改正事項につきましてご説明申し上げます。

まず最初に、商業地等及び農地に係る固定資産税の負担調整措置につきましては、現行の負担調整措置を平成26年度まで継続する改正を行っております。

次に、住宅用地に係る固定資産税の負担調整措置につきましてご説明申し上げます。

このたびの見直しは、地価下落が著しい近年の地価情勢下において、不動産市況の低迷化における土地取引活性化の必要性や、経済への影響等につきまして、政府税制調査会等で議論された結果、住宅用地のみが対象とさ

れ、措置特例を平成26年度をもって廃止するために、附則第12条第4項を削除し、平成25年度までは負担水準が90%以上の住宅用地に係る措置特例を存置する経過的な措置を設けており、これを改正条文附則第2条第2項において規定いたしております。その他の住宅用地に関する住宅用地特例率等の負担調整措置につきましては、現行制度が平成26年度まで継続することとなります。

次に、附則第15条の改正事項につきましてご説明申し上げます。

当該条文は、本町において特別土地保有税の課税客体がないため、直ちに徴税の歳入に係る条文ではございませんが、特に第2項におきまして、平成24年3月31日を平成27年3月31日に改める改正条項が日切れ条項であるため、このたび専決処分したものでございます。

また、第1項における平成21年度から平成23年度までを、平成24年度から平成26年度までに改める改正規定は、先にご説明申し上げた固定資産税の評価がえごとの改正に倣う改正であり、附則第12条第1項から第6項までを附則第12条第1項から第5項に改める改正規定につきましても同様に、土地に係る固定資産税の負担調整措置に係る改正において、附則第12条第4項を削除したことにより、第5項以下の条文が1項ずつ繰り上がったことによる条文整理の改正でございます。

最後に、改正条文附則につきましてご説明申し上げます。

この条文の施行期日は、平成24年4月1日といたしております。また、改正後の条例の施行が円滑に施行されるよう、附則第2条に規定していますとおり、新旧条例等の適用関係に関する規定、旧条例による行為の効力に関する規定等の経過規定を置いております。

以上で詳細説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題となっております承認第1号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり総務常任委員会に付託することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。したがって、承認第1号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

この際、委員会審査のため暫時休憩をいたします。

（休憩 午前10時31分）

（再開 午前11時25分）

○議長（佐野芳彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩前に委員会に審査を付託いたしました承認第1号専決処分したのものにつき承認を求めることについて（太子町税条例の一部を改正する条例の制定について）を議題とします。

上程中の議案については、所管の総務常任委員会に付託して、休憩中にご審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

総務常任委員会委員長服部千秋議員。

○服部千秋議員 それでは、お手元に委員会審査報告書をお配りしておりますので、これをもとにご報告をさせていただきます。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定しましたので、会議規則第77条の規定により報告をいたします。

記。1、審査した事件、議案番号、承認第1号。付託年月日、平成24年5月10日。件名、専決処分したのものにつき承認を求めることについて（太子町税条例の一部を改正する条例の制定について）。審査結果、承認すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年

月日、平成24年5月10日（木）午前10時37分から午前10時57分。3、審査経過及び結果、
(1) 審査経過、国の法律改正による条例改正で質疑答弁を行いました。主な質疑答弁は以下のとおりであります。

①税負担不公平が見られるために3年間延長するののかという質疑に対し、評価額に対して課税標準がばらついている部分が若干あるので、調整するとの答弁がありました。

②3年間で税収増かという質疑に対し、住宅用地に関しては本年度は約800万円増であるとの答弁がありました。

③長期的に見ると、地価が下がると土地全体については本町の税収は減となるのか、本年全体では1,200万円から1,300万円の減ではないのかという質疑に対し、地価下落が続けば将来的には全体で減となる可能性が大きいとの答弁がありました。

その他、質疑答弁につきましては、後日、議事録を作成いたしますので、ご参照いただきたいと思っております。(2) 審査結果、全員賛成により可決すべきものと決しました。

以上でございます。よろしくお願ひします。

○議長（佐野芳彦） 以上で総務常任委員会委員長長服部千秋議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 討論なしと認めます。

これから承認第1号を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひします。

（挙手全員）

○議長（佐野芳彦） 挙手全員です。したがって、承認第1号は委員長の報告のとおり承

認されました。

~~~~~

### 日程第8 発議第2号 太子町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（佐野芳彦） 日程第8、発議第2号太子町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（佐野芳彦） 本案について趣旨説明を求めます。

発議者を代表して橋本恭子議員。

○橋本恭子議員 ただいま上程されました太子町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定につきまして、発議者を代表しまして提案理由を説明いたします。

ここ10年間の議会改革として、平成14年4月から委員会等出席の費用弁償の廃止。平成15年4月から議員定数を20人から18人に削減。平成17年6月定例会から一般質問について議員片道45分間の持ち時間制限、採用。平成19年4月から議員定数を18人から16人に削減。平成19年4月から常任委員会複数所属制を採用。この時点で委員会は3常任委員会になりました。平成20年5月に太子町議会議員政治倫理条例の制定。平成22年5月に広報広聴常任委員会を設置。このとき4常任委員会になりました。4常任委員会を約2年間活動する中で、常任委員会の運営を考えたとき、各議員の負担が大であり、そこで平成23年11月から県下の委員会構成と委員会の定数を調査研究しますと、常任委員会への複数所属は太子町以外では播磨町議会と三木市議会のみでありました。どちらも2までの複数所属を認めております。

調査研究の結果、複数所属は2までが適当であるので、このたび各議員の負担軽減を図るため、いろいろと議会で協議を重ねて、所属委員数を含め定数を見直し、また複数の常任委員会の所属について、所属委員会数を2までとしました。その中で、委員会条例の第

2条第2項のただし書きで広報広聴常任委員会の場合は最大3まで可能としていましたが、ただし書きを削除し、所属委員会数を2までとするものです。あわせて議会運営委員会の定数についても見直しを図るものです。

最近の議会改革として、平成23年4月に政務調査費を廃止しております。そして、平成23年9月には委員長手当を廃止し、委員長には報酬月額のほうに回しております。皆さんで話し合っただけで議会改革すべきは今後ともしたいと思っておりますので、今回の委員条例の一部を改正する条例の制定については、よろしくご賛同のほどよろしくお願いいたします。

以上であります。

**○議長（佐野芳彦）** 以上で趣旨説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

服部千秋議員。

**○服部千秋議員** まず1点、今の議案説明の中で、平成19年4月から3常任委員会になったというふうにご説明があったと思うんですが、私が間違ってるんでしょうか、もっと前から3常任委員会であったと思っております。私、議員になったとき既に3常任委員会でしたので、今ご説明なさったこの点は本当に正しいのかご答弁をお願いいたします。

それから、現行のやり方を変えなければならない理由、これは何なのか、再度わかりやすく。今、1人2までが適当であるということはおっしゃったわけですが、本当にこの現行のやり方を変えねばならない理由はどうか、もう少しわかりやすくご説明をお願いしたいと思います。

**○議長（佐野芳彦）** 橋本恭子議員。

**○橋本恭子議員** 説明させていただきます。

平成19年4月に常任委員会複数所属制を採用したということで、この時点は3常任委員会でありましたと、そのように私は説明したつもりです。

それと、もう一つ、なぜ2所属にしたかと

いうことで理解ができないということでありましたが、ここの理由で申しましたように、やはり2年間4常任委員会をしてみて、議員の負担が大になっておりましたので、ここで考えるべきではないかということで、皆さんで先ほども言いましたように、去年の23年11月ごろから検討してきた課題であります。それで、皆さんがどういう考えかわかりませんが、皆さんで協議した結果、今年でしてみようということになったと思います。

以上です。

**○議長（佐野芳彦）** 服部千秋議員。

**○服部千秋議員** 今、議員の負担が多くなったと言われましたけれども、全員協議会でのこれまでの説明では、特定の方の負担が多いので、それを減らそうというようなご説明でございました。私、幾つかもう一度質問させていただきますので、よろしくお願いしませぬ。

これまで2つの点、1つは広報広聴常任委員会以外に、もとあった3常任委員会に希望する者は複数に所属することを可能にしようとして始まった今の委員会のやり方が決まっていたいきさつがあります。この趣旨を当初から無視した議論がなされています。もとあった3常任委員会に複数所属できる方が、要は3つ以上は出れないということの案でございませぬので、当初の趣旨を無視した議論がなされております。

2つ目には、3常任委員会であったころから、委員長はその職務に専念するという趣旨から、広報広聴を除いて3常任委員会の委員長はほかの常任委員会に所属しないということが進められてきました。この趣旨も、今回の改正案では考慮されていません。今回は、1人が3つ以上の委員会に入らないように、負担を平等にするという趣旨が全員協議会でも説明がされました。しかし、そのときも申し上げましたが、そもそも委員長の負担は多いですが、私は自分が委員長であるけれども、そのことをしんどいと言ったこともないかと申し上げました。議員の仕事というの

は、しんどいとか負担が多いから平等にすべきだというような性格の職務ではないと思います。わかりやすく言えば、所属する委員会の数を同じにしたから平等になるという性格の職務ではないというのが議員というものであると私は思います。

改正案は、議員の所属が議会運営委員会及び広報広聴常任委員会を含めて1人が所属は2つまでにするという趣旨でつくられています。だから、過去のいきさつを全く無視した観点、すなわち議員の仕事がしんどくならないようにという主張をされています。今の提案及び、私の質疑に対する先ほどの答弁では、みんなの負担がと言われましたが、そういう説明でなく、全員協議会の中では一部の負担が多いからということでありました。

さらに、3点目として申し上げますけれども、委員会の委員の数が、総務常任委員会は議長が委員会構成後最初の委員会で抜けるということなので、実質6人、福祉文教常任委員会は6人、経済建設常任委員会は6人、広報広聴常任委員会は5人。6人の委員会で、万一2人が何かの事情で欠席すれば、大事なことを3人で決めれることになります。3人で委員会の意思ということになります。5人の委員会で、3名出席すれば委員会は成立しますから、3名出席のうち、2名で委員会の意思を決定することが可能になります。これは、危険なことだと思います。過去のいきさつと趣旨を考えていない案に、私は、当初全員協議会で聞いた段階から、この改正案には納得ができませんでした。今も納得ができません。多数の議員が改正案でいいということなので、理解しようと努力してきましたが、できません。

今の3点、1点目は、希望する者は複数に所属することを可能にしようとして始まった現行の委員会のやり方が決まっていたいきさつ。2点目、委員長はその職務に専念するという趣旨から、広報広聴常任委員会を除いて、3常任委員会の委員長は他の常任委員会に所属しないという点。3点目、6人の委員会が万

一2人が何かの事情で欠席すれば、大事なことを3人で決める、5人の委員会では2人欠席に万一なってしまった場合には、2人で委員会の意思ということになります。この人数は少なく、危険なことだと思います。

これら今3点繰り返して申したわけですが、について本案を提出されるに当たり、議会運営委員会でどのように検討されたのかご説明を願いたいと思います。

○議長（佐野芳彦） 橋本恭子議員。

○橋本恭子議員 その都度、議会で決まったことは全協でもご報告をしておりますし、今さら、服部議員の場合はよく言われておりましたので、趣旨というんでしょうか、反対であることはよく理解しておりますが、2年間この委員会をしてみて、そして今日の趣旨説明でも言いましたように、兵庫県下の委員会の定数、また委員会構成を見ても他市町を比べてみても、所属については、常任委員会には1所属のところが多いうように調査研究しましたらありましたので、それも含めて最大2でいいかなということ資料を見ながら検討もいたしました。

その中で、去年改選でありましたので、皆さんについては4常任委員会のうちに3つ4つ入られても希望するもので可能ではないかということですが、これについても1年間その新しい改選後の組織でしましたところ、特定ではないですけど、議員の負担が大のような反応がありましたので考えるべきではないかと。

それから、2点目については、議員の仕事がしんどくなる、委員長としては1つしか入れないということですが、1所属委員長はしていただいて、ほかの委員会に、今回は2ですが、入っていただいて、その委員会で一生懸命していただきたいという趣旨であります。

それから、3については、例えば欠席が2名の場合は審議する上で危険であるということでありましたが、過去についてはどうしても委員会が成立せず、違う日に委員会をされ

たことが4常任委員会になる前でもありました。そして、私は記憶しております。それで、成立すれば仕方ないかなと思いますが、一応この条例改正をしてみて、1年やってみて皆さんが判断されたらいいことだと思いますが、まずこれをやってみて皆さんで、ああ今年はよかったなと、皆さんそれなりにその委員会で勉強していただいたなという結果が出せたらいいかと思ひまして、この23年11月ごろから検討しましたので、これで5月の臨時会で発議することになりました。

いきさつについては皆さんにご説明し、ご理解いただいて、いろんな意見が出ておりましたが、服部議員が言われたような意見も出ておりましたが、皆さんに賛同を得ましたので、ここで5月10日に臨時会に発議させていただいております。

以上です。

**○議長（佐野芳彦）** 服部千秋議員。

**○服部千秋議員** 今、橋本委員長のほうから、委員会が成立しなかったことも過去にはあったということをおっしゃったわけですが、2人欠席の場合は成立するんですね。ですから、成立しなかったことがあると言われましたが、2人であれば成立しますので、そういうときに、今私が申しましたような状況で決めてしまおうと思えば決めれるということですね。そのとき皆がどういうふうに判断するかということももちろんありますけれども、決め事の上ではそういうことになりますので、この点については私はもう少し考えるべきであると思うので言っております。ですから、万一何かの事情で2人欠席の場合には、そういうことで委員長が開会を宣言し、事を運んだ場合決まる、それが委員会の意思ということになりますのでどうかと思っております。

それから、私の2点目の質疑に対しまして、委員長、過去私は一つ専念ということになっていましたがということを知ったわけですが、今、橋本委員長からのご答弁では、2つに所属してやってみてもらったらはという

ことだけでありまして、過去のそういう趣旨を変えた理由についてはご説明が十分ございませんでした。もちろん委員会、議会全体でそれぞれの委員会、それぞれ運営するので、極端なことはもちろんならないとは信じますが、このことを決めてしまうと2人欠席であればそういうことになってしまうと。最初から人数が少なかったのに、この点にもどうかと思っております。

今、橋本委員長がおっしゃいましたように、全員協議会においては質疑の場もありましたが、発言しているのは私だけとはいいませんけれども、このことに関しても余り意見が出された方もおられましたけれども、広報は少ないんじゃないかとか出された方もおられましたけれども、私がかかりしゃべらせていただきましたけど、結局多数が、どれだけの方が反対なのかということを知られたときに、数名でしたかね、ちょっとという手が上がっただけでしたので、多数決でいえば、その段ではそうなんですけれども、私はこのことに関して本当にいいのかなと、もうちょっとこのたびに合わせなくて、もうちょっと1年ぐらいかけてじっくり話したほうがよかったんじゃないかなと思っておる次第であります。

今、ご質問再度いたしました。成立しなかったこともあるということを知った委員長はおっしゃいましたが、2人でも、2人欠席の場合には成立しますので、ちょっと危険な部分があるなということは申し上げました。このことに関してのご答弁をもう一回お願いしたいのと、それから委員長はその委員会に専属して頑張るという趣旨について、そのことに対する考え方、どのようなのか、変えたことの理由というか、そのことについてのご説明をわかりやすくお願いいたします。

**○議長（佐野芳彦）** 橋本恭子議員。

**○橋本恭子議員** よくわかられて質問されていることは十分こちらもわかっております。

2番目に関しましても、過去にもそういうことがありまして、今回は委員長は大変な、

委員会所属の長でありますので、仕事も多いです。一生懸命専念していただきたいということもありますので、そういうふうに決めました。

それから、3の部分ですが、委員会の成立についてですが、2名で欠席の場合は成立すると、それもわかっております。しかし、この場合は委員長、副委員長、事務局もありますので、定数に満たないか、満たしたとしても大事な案件であれば、その委員会で協議して日にちを変更することもできますし、そこは委員会のメンバーで考えていただければいいかと思うし、あえてその日にしなくてもいいのではないかという気もします。そこは委員会の構成で考えていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑ありませんか。

井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 私も議運のメンバーでありまして、これはだれに答弁を求めるわけでもございませんが、当初からそういった先ほどの服部議員の指摘、少な過ぎてどうかということと、それと、議員の負担を軽減するためということ、議員は率先してやっていくという仕事の中で、余り複数に所属しても負担が増える云々という話は関係ないのではないかというふうな発言もしてまいりました。ただ、1年間実験的にやってみてはどうかという話もございましたので、私のほうは賛同したわけでございます。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 質疑じゃないということね。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

服部千秋議員。

○服部千秋議員 先ほどの質疑の中で、私の反対の趣旨は皆様おわかりいただいていると思いますけれども、討論ということで、もう一度簡単ではございますが話させていただきます。

本案は、全員協議会で説明のあったときから、議員の負担を平等にするという発想から、というか特定の方が多かったのも、その負担を減らそうという発想からなされているものであります。現行案で調整しながら進めていくほうが改正案よりよいと思います。今のままのほうが、過去の趣旨、つまり複数委員会に所属できる制度ができたわけですから、その制度を生かそうということで始まったわけでありまして、その趣旨を尊重できます。

また、委員会の意思を先ほど来申し上げておることを繰り返して恐縮ですが、6人の委員会であれば3人で、5人の委員会であれば2人で状況によっては決めることができる可能性が生じるのは危険であります。橋本委員長は先ほど、そういうときは話し合って委員会を開かないことにすることもあるということをおっしゃいましたが、決まりとして決めることと、そんなこともできるという趣旨とは、もし開いてしまったら、開くということで招集もするので、なかなか大変な部分もあるかと思っておりますので、今の部分ちょっとどうかかなと思ったことがございます。

急いで今回の役職改選時——本日ですが——に出さなくても、委員会の運営のあり方をもう少し時間をかけて考えるというのは、非常に大事なことでありまして私は思っております。あと一年かけて議論して、よりよいものにして案を出していただきたいかと思っております。

今回の質疑並びに反対討論、この場でさせていただきたいということで、全員協議会の場でも皆様にもお願いをし、させていただいておりますのでご理解をお願いいたします。

以上で反対討論といたします。よろしくお願いたします。

○議長（佐野芳彦） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） ないようですので、これで討論を終わります。

これから発議第2号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案を可決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（佐野芳彦） 挙手多数です。したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩します。

（休憩 午前11時55分）

（再開 午前11時55分）

○議長（佐野芳彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、ご報告申し上げます。

ただいま中井政喜副議長から、議会申し合わせにより、副議長の職を辞任したい旨、辞職願が提出されました。

お諮りします。

副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。したがって、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

~~~~~

追加日程第1 副議長辞職の件

○議長（佐野芳彦） 追加日程第1、副議長辞職の件を議題とします。

職員に辞職願を朗読させます。

○議会事務局長（上田真也） 辞職願。太子町議会中井政喜。私儀、このたび申し合わせにより、太子町議会副議長を辞職いたしました。この儀、ここに願ひ出ます。平成24年5月10日、太子町議会議長佐野芳彦様。

○議長（佐野芳彦） お諮りします。

中井政喜議員の副議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。したがって、中井政喜議員の副議長の辞職を許可することに決定しました。

暫時休憩します。

（休憩 午前11時57分）

（再開 午前11時57分）

○議長（佐野芳彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま副議長の辞職を許可された中井政喜議員から発言を求められておりますので、これを許可します。

中井政喜議員、演壇へどうぞ。

○中井政喜議員 失礼いたします。

貴重な時間をいただきまして、副議長辞任のごあいさつを申し上げます。

議員改選後の昨年5月より、議員皆様のご推挙により、副議長の要職を拝命いたしました。この1年間、副議長として佐野議長を支え、また皆様方のご協力をいただきまして議会運営に私自身精いっぱい努めさせていただきましたことを、本当にこの場をおかりいたしましてありがとうございます。これひとえに、皆様方の温かいご支援、ご協力のたまものと感謝いたしております。

今後は、議員としての任期いっばいを、議長を支え、町勢発展のために精いっぱい頑張る所存でございます。これまでの皆様方のご支援、ご協力に心より深く感謝申し上げます。ありがとうございました。

甚だ簡単ではございますが、副議長辞任のごあいさつとさせていただきます。この1年間本当にありがとうございました。

○議長（佐野芳彦） ただいま副議長が欠け

ました。

お諮りします。

副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐野芳彦) 異議なしと認めます。したがって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

~~~~~

#### 追加日程第2 副議長の選挙

○議長(佐野芳彦) 追加日程第2、副議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐野芳彦) 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐野芳彦) 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

副議長に清原良典議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました清原良典議員を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐野芳彦) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました清原良典議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました清原良典議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により当選の告知を

します。

清原良典副議長、ごあいさつをお願いいたします。演壇へどうぞ。

○副議長(清原良典) ただいま副議長に就任することになりました清原でございます。

もとより浅学非才でございます。ここにご推挙をいただきましたからには、佐野議長を補佐しながら太子町の発展と町民の負託にこたえるよう頑張っていきたいと思っておりますので、今後とも皆様方の温かいご理解とご支援、ご協力をお願い申し上げます、就任のごあいさつといたします。どうぞよろしくお願いたします。

○議長(佐野芳彦) 清原良典副議長のあいさつは終わりました。

お諮りします。

副議長の選挙に伴い、議席の変更を日程に追加し、追加日程第3として日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐野芳彦) 異議なしと認めます。したがって、議席の変更を日程に追加し、追加日程第3として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

~~~~~

追加日程第3 議席の変更

○議長(佐野芳彦) 追加日程第3、議席の変更を議題とします。

会議規則第4条第3項の規定により、議長において議席の変更を行います。

その議席番号及び氏名を職員に朗読させます。

○議会事務局長(上田眞也) 議席11番中島貞次議員を10番へ、議席12番服部千秋議員を11番へ、議席13番井村淳子議員を12番へ、議席15番中井政喜議員を13番へ、議席10番清原良典議員を15番へ。

以上でございます。

○議長(佐野芳彦) ただいま朗読したとおり、議席の変更をします。

ただいま決定しました議席には、次の議会

よりお着き願います。

ここで暫時休憩します。

(休憩 午後0時04分)

(再開 午後0時04分)

○議長(佐野芳彦) 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

ただいま町長から同意第2号監査委員の選任につき同意を求めることについてが提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第4として日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐野芳彦) 異議なしと認めます。したがって、同意第2号監査委員の選任につき同意を求めることについてを日程に追加し、追加日程第4として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

~~~~~

#### 追加日程第4 同意第2号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

○議長(佐野芳彦) 追加日程第4、同意第2号監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

この際、地方自治法第117条の規定により、橋本恭子議員の退場を求めます。

(橋本恭子議員 退場)

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

○議長(佐野芳彦) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(首藤正弘) 同意第2号監査委員の選任につき同意を求めることについて提案説明を申し上げます。

監査委員の選任について地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

このたびの監査委員の選任同意につきましては、議員の中から就任いただいております。

た清原良典監査委員より辞表が提出されましたので、その後任を選任するものであります。

同意をお願いいたします方は、太子町東保437番地8に在住の橋本恭子氏で、生年月日は昭和23年7月23日、満63歳でございます。

橋本氏は、人格高潔にして卓越した識見をお持ちであります。よろしくご審議を賜り、原案のとおりご同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長(佐野芳彦) 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま上程中の議案は、同意人事に関する案件ですので投票によるところですが、既にご相談いただいておりますので、議事の順序を省略して直ちに採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐野芳彦) 異議なしと認めます。したがって、直ちに採決を行います。

これから同意第2号監査委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。

同意第2号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐野芳彦) 異議なしと認めます。したがって、同意第2号監査委員の選任につき同意を求めることについては原案のとおり同意することに決定しました。

暫時休憩します。

(休憩 午後0時08分)

(再開 午後0時08分)

○議長(佐野芳彦) 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第9 常任委員会委員の選任

○議長(佐野芳彦) 日程第9、常任委員会委員の選任を行います。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、お手元に

配りました名簿のとおり指名したいと思いません。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐野芳彦) 異議なしと認めます。したがって、常任委員はお手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

ここで職員に名簿の朗読をさせます。

○議会事務局長(上田眞也) 敬称を略させていただきます。

総務常任委員会委員に佐野芳彦、橋本恭子、服部千秋、吉田日出夫、平田孝義、福井輝昭、首藤佳隆、以上7名。

福祉文教常任委員会委員に中井政喜、井村淳子、中島貞次、森田眞一、福井輝昭、藤澤元之介、以上6名。

経済建設常任委員会委員に清原良典、井川芳昭、吉田日出夫、平田孝義、堀卓史、中藪清志、以上6名。

広報広聴常任委員会委員に清原良典、首藤佳隆、藤澤元之介、堀卓史、中藪清志、以上5名。

○議長(佐野芳彦) 次に、常任委員会の委員長及び副委員長の選任です。

常任委員会の委員長及び副委員長は、委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選することになっていますので、休憩中に各委員会において互選をお願いします。

ここで暫時休憩をします。

(休憩 午後0時10分)

(再開 午後0時10分)

○議長(佐野芳彦) 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、各常任委員会の委員長及び副委員長が決まりましたので、ご報告します。

総務常任委員会委員長に服部千秋議員、副委員長に吉田日出夫議員。福祉文教常任委員会委員長に井村淳子議員、副委員長に森田眞一議員。経済建設常任委員会委員長に井川芳昭議員、副委員長に平田孝義議員。広報広聴常任委員会委員長に首藤佳隆議員、副委員長に中藪清志議員。以上8名が委員会で互選さ

れました。

以上で報告を終わります。

~~~~~

#### 日程第10 議会運営委員会委員の選任

○議長(佐野芳彦) 日程第10、議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐野芳彦) 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会委員はお手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

ここで職員に名簿の朗読をさせます。

○議会事務局長(上田眞也) 敬称は略させていただきます。

議会運営委員会委員に中井政喜、井村淳子、服部千秋、中島貞次、井川芳昭、森田眞一、以上6名。

○議長(佐野芳彦) 次に、議会運営委員会の委員長及び副委員長の選任です。

議会運営委員会の委員長及び副委員長は、委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選することになっていますので、休憩中に互選をお願いします。

ここで暫時休憩をします。

(休憩 午後0時12分)

(再開 午後0時12分)

○議長(佐野芳彦) 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、議会運営委員会の委員長及び副委員長が決まりましたので、ご報告します。

委員長に中島貞次議員、副委員長に井村淳子議員が委員会で互選されました。

以上で報告を終わります。

この際、ご報告申し上げます。

揖龍保健衛生施設事務組合議会議員、橋本恭子議員、中島貞次議員、森田眞一議員の辞任に伴い、揖龍保健衛生施設事務組合議会議

員に3名の欠員が生じました。

お諮りします。

組合規約の定めるところにより、揖龍保健衛生施設事務組合議会議員を補充する必要がありますので、揖龍保健衛生施設事務組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第5として直ちに選挙をしたいと思っております。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐野芳彦) 異議なしと認めます。したがって、揖龍保健衛生施設事務組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第5として直ちに選挙を行うことに決定しました。

~~~~~

追加日程第5 揖龍保健衛生施設事務組合議会議員の選挙

○議長(佐野芳彦) 追加日程第5、揖龍保健衛生施設事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐野芳彦) 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐野芳彦) 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

揖龍保健衛生施設事務組合議会議員に中井政喜議員、井川芳昭議員、藤澤元之介議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名します中井政喜議員、井川芳昭議員、藤澤元之介議員を揖龍保健衛生施設事務組合議会議員の当選人と定めるこ

とにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐野芳彦) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました中井政喜議員、井川芳昭議員、藤澤元之介議員が揖龍保健衛生施設事務組合議会議員に当選いたしました。

ただいま揖龍保健衛生施設事務組合議会議員に当選されました中井政喜議員、井川芳昭議員、藤澤元之介議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

中井政喜議員。

○中井政喜議員 お引き受けいたします。

○議長(佐野芳彦) 井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 お受けいたします。

○議長(佐野芳彦) 藤澤元之介議員。

○藤澤元之介議員 お引き受けいたします。

○議長(佐野芳彦) この際、ご報告申し上げます。

揖龍地区農業共済事務組合議会議員井村淳子議員の辞任に伴い、揖龍地区農業共済事務組合議会議員に1名の欠員が生じました。

お諮りします。

組合規約の定めるところにより、揖龍地区農業共済事務組合議会議員を補充する必要がありますので、揖龍地区農業共済事務組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第6として直ちに選挙をしたいと思っております。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐野芳彦) 異議なしと認めます。したがって、揖龍地区農業共済事務組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第6として直ちに選挙を行うことに決定しました。

~~~~~

#### 追加日程第6 揖龍地区農業共済事務組合議会議員の選挙

○議長(佐野芳彦) 追加日程第6、揖龍地区農業共済事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐野芳彦) 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐野芳彦) 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

揖龍地区農業共済事務組合議会議員に堀卓史議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました堀卓史議員を揖龍地区農業共済事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐野芳彦) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました堀卓史議員が揖龍地区農業共済事務組合議会議員に当選されました。

ただいま揖龍地区農業共済事務組合議会議員に当選されました堀卓史議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

堀卓史議員。

○堀卓史議員 お引き受けいたします。

○議長(佐野芳彦) ここで暫時休憩します。

(休憩 午後0時18分)

(再開 午後0時18分)

○議長(佐野芳彦) 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動についてを日程に追加し、追加日程第7として直ちに議題にしたいと思います。ご異

議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐野芳彦) 異議なしと認めます。常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動についてを日程に追加し、追加日程第7として直ちに議題にすることに決定しました。

~~~~~

追加日程第7 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

○議長(佐野芳彦) 追加日程第7、常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会の所管事務について、それぞれ委員長より会議規則第75条の規定により、お手元に配りました一覧表のとおり閉会中の所管事務調査の申し出があります。

お諮りします。

以上、各委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び活動とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐野芳彦) 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び活動とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成24年第2回太子町議会臨時会(第437回町議会)を閉会します。

(閉会 午後0時19分)

~~~~~

#### 議長あいさつ

○議長(佐野芳彦) 閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位の格別のご精励を賜りまして、今臨時会に付議されました案件のすべてを滞りなく議了することができましたことは、町政のためまことにご同慶にたえません。ここに謹んで議員各位のご精励とご協力に対しまして、衷心より敬意と謝意を表する次第でござ

います。

しばらくすれば風清らかな初夏の時期となつてまいります。議員各位におかれましては、この上とも健康に留意されまして、町政伸展のため一層のご精励を賜りますようお願いを申し上げます。まことに簡単措辞ではございますが、閉会のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

町長。

~~~~~

町長あいさつ

○町長（首藤正弘） 平成24年第2回太子町議会臨時会（第437回町議会）を閉会されるに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日の臨時会におきましては、承認案件1件につきまして慎重なご審議を賜り、適切にご承認をいただきましたことに、深く感謝を申し上げます。

審議の中で拝聴いたしましたご意見、ご質問につきましては、今後の行財政運営にできる限り反映できますよう努力してまいる所存であります。

また、新しく選任されました副議長、監査委員、各常任委員等々の皆様方、今後ますますのご活躍をご祈念申し上げます。

これから日一日と暑さが増すころとなりますが、議員各位におかれましてはご健康に十分ご留意いただき、町行政のさらなる振興に一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。臨時町議会の閉会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（佐野芳彦） どうもありがとうございました。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

町議会議長 佐野芳彦

署名 議員 井村淳子

署名 議員 橋本恭子